

井原市観光パンフレット制作業務委託仕様書

1 業務名

井原市観光パンフレット制作業務

2 目的

井原市の認知度の向上、また、観光客を効果的に誘客し観光周遊の促進及び滞在時間の拡大を図ることを目指し、井原市の魅力や観光情報を新たな切り口でわかりやすく紹介したうえで、インバウンド対応との連携性など、現代のニーズの変化を踏まえた観光パンフレットを作成することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）までとする。

4 業務内容

(1) 表紙及び本文全般にわたる企画、デザイン等の作成

- ① 全体構成の検討から、企画立案、デザイン、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集など観光パンフレット作成に必要な一切の作業を実施すること。
- ② 各施設や関係団体への取材・撮影の協力依頼及び掲載内容の確認については、受託者が行うこと。なお、時期等の関係で入手困難な資料等については、協議の上、委託者が所有している資料等を可能な範囲で貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、委託者の指示に従うこと。
- ③ カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。
- ④ 英語版を作成すること。また、翻訳した原稿については、ネイティブチェックを行うとともに、別の翻訳担当者によるクロスチェックを行うこと。
- ⑤ 委託者の制作意図を汲み取り、より分かりやすい紙面にすること。
- ⑥ 委託者の指示に基づき、原則として3回以上の校正作業を実施すること。

(2) 印刷・製本

- ① 規格：A5判、中綴じ（冊子形式）
- ② 色数：全頁フルカラー印刷（4色以上刷り）
- ③ 言語：日本語及び英語
- ④ ページ数：28～32頁の範囲内で自由提案とする
ただし、4頁分は広告枠として使用予定
- ⑤ 紙質：コート紙110kg
- ⑥ 印刷部数：13,000部（うち3,000部は英語版）

(3) その他追加提案

提案者は契約金額の範囲内で、特集・コラムの掲載等、独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

5 業務要件

- ① 主なターゲット層は大都市圏の20代～30代の女性とするが、幅広い層にも配慮した作りとすること。
- ② 井原市への来訪意欲を高め、訪問者自らがSNS等で積極的に発信したいと感じるような内容とすること。

- ③ 主要観光スポットについては目を引く大き目の写真を使用する等、思わず手に取ってみたいくなるような視覚的な魅力と価値を感じさせるものとなるように、写真、イラスト及びキャッチコピー等を効果的に配置したわかりやすくデザイン性の高い内容とすること。
- ④ 『見る・食べる・買う・体験する・泊まる』等、旅行者が求めると思われる情報を「井原市ならでは」の視点で掲載し、各種観光資源（星空、自然、デニム、芸術、歴史、文化、特産品等）の魅力を最大限生かした内容とすること。

（※参考 井原市の主な観光資源・コンテンツについては、別紙のとおり）

- ⑤ 見やすく工夫された地図（広域・市内全体・市内詳細等）やモデルコースを効果的に用いて、観光スポットや公共施設等の位置関係を明示したうえで、市内での周遊性を高め、滞在時間の増加や市への経済波及効果向上が期待できるものとする。
- ⑥ 自家用車だけでなく、公共交通機関や自転車等でのアクセス方法を提示し、観光客のアクセスの幅を広げるような内容を掲載すること。
- ⑦ QRコード等を活用した井原市及び井原市観光協会ホームページとの連携により、紙面では紹介しきれない情報を伝える工夫をすること。
- ⑧ 広告枠（4頁分24枠）については、委託者において募集を行うこととし、申込みのあった広告については、委託者の指示のもとで、レイアウト等の編集作業を行うこと。
- ⑨ 掲載内容が変更になる場合に備え、パンフレット作成の基準日を明記すること。

6 再委託の制限

受託者は本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

7 成果品

- ① 印刷物 井原市観光パンフレット 10,000部
英語版井原市観光パンフレット 3,000部
- ② データ 上記①の電子データ（ウェブ掲載用PDFデータ及び再編集可能なデータ）
中間生成物データ（写真、イラスト、テキスト及び図表等）

8 納品場所

井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター2F
井原市観光協会（井原市役所建設経済部観光交流課内）

9 秘密保持

（1）秘密の保持

- ① 井原市観光協会は、本業務に関し、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等を、本業務の受注者選定以外の目的で使用しない。
- ② 受託者は、本業務に関し、委託者から受領し又は閲覧した資料及び本業務を通して得られた調査結果等を、委託者の許可なく公表し又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務により知り得た井原市観光協会、企業、市民及び関係者の秘密を保持しなければならない。

（2）個人情報等の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者又は法定代理人等の同意を得るとともに関係法令を遵守しなければならない。

- (3) 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後又は契約解除後も継続して履行されるものとし、違反があった場合は法令に基づき厳正に対処するものとする。

1 0 権利の帰属

- (1) 本業務で製作する中間生成物を含めた全ての知的創造物の知的財産権、所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他一切の権利は、成果品の引き渡しをもって委託者に譲渡されるものとし、委託者及び受託者から依頼を受けて中間生成物を製作した者（以下「製作者」という。）並びに受託者は、当該業務に関する事項に関して著作権法第 17 条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。
- (2) 本業務で製作した中間生成物を含めた知的創造物について、委託者は製作者及び受託者に何ら断りなく二次利用することができる。
- (3) 構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、利用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。なお、受託者又は製作者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- (4) 本業務で製作する中間生成物を含めた全ての成果品について、他者の所有権、知的財産権及び著作権を侵害しないことを保証すること。なお、他者の権利を侵害していることが明らかになった場合は、受託者が全ての責を負うものとし、委託者は一切関知しない。

1 1 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打ち合わせを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする。
- (2) 取材、製作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。（飲食物、体験サービスの撮影、取材に関しては受託者が代金を支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。）
- (3) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに、両者協議の上で決定するものとする。

井原市の主な観光資源・コンテンツ一覧

分類	施設名	コンテンツ
自然・公園	美星天文台、星空公園	星空、光害防止条例、星空保護区
	井原堤、相原公園、木野山公園	桜
	天神峡	夏の水遊び、紅葉
	経ヶ丸グリーンパーク	オートキャンプ場、ドラゴンハウス
	井原バラ園	バラ
歴史・文化	平櫛田中美術館、田中苑	平櫛田中、鏡獅子（作品）、日本庭園
	華鶴大塚美術館	日本画、日本庭園
	高越城址、法泉寺	北条早雲、山城
	与一記念弓道場、永祥寺、小菅城址	那須与一、弓道体験、山城
	中世夢が原、備中神楽伝承館	歴史テーマパーク、備中神楽
	星尾神社	流れ星伝説、願いかなう町
	嫁いらず観音院	「老いても嫁の手を煩わすことなく、健康で幸せな生涯を全うできる」という霊験
	山成酒造	酒蔵見学、阪谷朗廬、渋沢栄一
	陣屋跡、興讓館校門、桜溪塾	阪谷朗廬、渋沢栄一
(偉人)		馬越恭平
特産品	井原デニムストア 井原デニムスクエアガーデン ほか	井原デニム販売、加工体験、デニム工場見学
	葡萄浪漫館	ぶどう
	星の郷青空市	豚肉加工品、新鮮野菜
	芳井町特産品直売所	明治ごんぼう
交通	井原駅 井原鉄道特別車両	那須与一（弓矢モチーフ） 夢やすらぎ号、アート列車、スタートレイン、戦国列車